

会議日（12月23日）

場 所 ふじみ野市議会第1委員会室

事 件 参考人等招致の経過について

参考人への事情聴取について

顧問弁護士への意見聴取の内容について

△出席委員（8名）

川 畑 京 子	会 長	川 島 秀 男	副 会 長
野 口 一 也	委 員	鈴 木 宏 樹	委 員
原 田 雄 一	委 員	小 林 憲 人	委 員
鈴 木 啓 太 郎	委 員	塚 越 洋 一	委 員

△欠席委員 な し

△職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

粕 谷 直 樹 事 務 局 長

△参考人

古 越 孝 子	議 員	田 中 早 苗	議 員
前 田 広 子	議 員	板 倉 篤	議 員
鈴 木 美 恵	議 員	民 部 佳 代	議 員
山 田 敏 夫	議 員		

△開会及び開議の宣告（午後1時17分）

○川畑京子会長 それでは、ただいまから第5回ふじみ野市議会議員政治倫理審査会を開催させていただきます。

出席委員数が定足数に足りていますので、会議は成立します。

本審査会は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第6条第10項の規定により会議は公開とします。なお、同条ただし書の規定により、審査を進めていく中で非公開とすべきと認められる場合は、出席委員の3分の2以上の同意を得て非公開とすることができますが、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、傍聴の方に申し上げます。

傍聴席においては発言をしたり、議事について可否を表明したりすること、また写真撮影、録音等は禁止されておりますので、ご了解願います。

タブレット、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

◎参考人等招致の経過について

○川畑京子会長 初めに、参考人等招致の経過について報告させていただきます。

前回の会議で決定しました事情聴取の対象者に、12月19日付文書で本審査会への出席を依頼したところ、調査請求代表者の山田敏夫議員、古越孝子議員、田中早苗議員、前田広子議員、板倉篤議員、鈴木美恵議員、民部佳代議員から出席するとの返事をいただきました。

よって、本日の会議では前回で決定したとおり、調査請求者であるふじみ野市議会議員に対する事情聴取を実施したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○川畑京子会長 異議がありませんので、そのようにいたします。

休憩いたします。

休 憩 午後1時19分

再 開 午後1時20分

◎参考人への事情聴取について

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

これより調査請求代表者に対する事情聴取を行います。

審査に入る前に、審査会を代表して会長の私から、本日参考人としてご出席いただきました山田敏夫議員に一言ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまし

て、ありがとうございました。

それでは、参考人に対しまして質疑を受けたいと思います。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 本日はよろしくお願いたします。山田議員が今回の請求代表者になりました経緯について最初にお伺いたします。

この内容については、違反した疑いがあると認められるものの氏名、坪田敏孝というふうになっていますが、事前にこの請求が出されるまでの間、坪田議員と直接この問題について会話したり、話し合ったりするということなことはなかったのでしょうか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 実は坪田敏孝議員には、事前に、ちょっと今、日にちがあれですけども、まずお会いして、この請求内容についてお渡ししたいということがありました。日にちは…

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時23分

再 開 午後1時23分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

山田参考人。

○山田敏夫参考人 このようなやり取りがありました。10月14日火曜日なのですが、午後2時過ぎぐらいです。10月16日か17日頃、午後に会えないかということでお話をしました。それは、質問書を渡したいということでお話ししました。そうしたら坪田議員からは、内容を教えてほしいということがありました。こういうことは会って直接お話ししたほうがいだろうということでやりましたけれども、そのときは、内容については会ったときにお話ししたいということで、一応そのときにインターネット上のことですよとは話しました。会ってでないと、私も直接できないものですから、直接のほうが良いと思いましたが、無理であれば配達証明といいますか、文書送りますよと、こういう経過がございました。それで、10月15日、合計13人の議員の連名でのレターパックライトでの坪田敏孝議員のインターネット上での情報発信についての質問状を送付させていただきました。もう少し細かく話しますと、郵便局の配達記録を見る限りでは、10月16日の午前10時55分に配達済みとなっております。

以上です、取りあえずは。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 話し合う機会はなかったということでよろしいですね。

○山田敏夫参考人 そうですね。

○鈴木啓太郎委員 それは、今回の事態を考えると非常に不幸な事態だったというか、あまりよろしくない結果になったのではないかと私は思っていますが、それは質問ではありません。

それでは、内容について少しお聞きいたします。調査請求の内容①というふうに書いてあるものです。2行目です。当該チラシの中には、市の回答要旨として宅地並みと計算とありますとなっているのですが、この原文は今お持ちですか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 探すには時間かかるかもしれませんが、参考資料として、ちょっと今休憩もらっていいですか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時26分

再 開 午後1時28分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

山田参考人。

○山田敏夫参考人 後でよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○川畑京子会長 では、鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 6月議会の議事録には宅地並みで計算という答弁がありませんとありますが、宅地並みで計算という、議事録にそういう答弁があったというふうに書かれていたのでしょうか。

〔「6月の定例会の、6月13日のことですかね」という声あり〕

○鈴木啓太郎委員 はい。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 これは議事録見て、191ページで、宅地見込み地…

○鈴木啓太郎委員 そこは確認しているのですけれども、坪田さんのチラシには、議事録の引用だというふうに明記されていたのでしょうか。

○山田敏夫参考人 休憩します。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時30分

再 開 午後1時39分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

山田参考人、よろしいですか。

○山田敏夫参考人 何か答える。

〔何事かいう声あり〕

○川畑京子会長 それでは、もう一度質問していただきます。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 ①には、チラシの中に市の回答要旨として宅地並みで計算とありますとあります。

しかし、6月定例会の議事録には宅地並み計算という答弁がありませんと言っているのですが、議事録に宅地並みで計算としたというのは、どこで確信されたのでしょうか。どこで確認されたのでしょうか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時40分

再 開 午後1時42分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開しますので、もう一度今質問する内容を投げかけていただいてよろしいですか。参考人は、今小林委員のほうからもお話あったことを参考にしながらご答弁いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 ここでは、事実と異なるのではないのでしょうかと書かれています。事実と異なる
と請求人が判断された内容というのはどこですか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 ちょっと休憩します。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時42分

再 開 午後2時00分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

先ほど坪田議員のチラシをコピーして資料としてお配りさせていただきましたが、本人の希望により回収をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き質問をよろしく願いいたします。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 それでは、山田請求人が事実とは異なるというふうに判断されたのは、何を根拠としているのでしょうか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 あくまでも議事録ベースで、事実と異なるのではないかと考えていますので、回答というのであれば、都市政策の担当を呼んで、そこでちゃんと確認したほうがいいかと思いません。

〔「聞こえなかった、すみません」という声あり〕

○山田敏夫参考人 都市政策部が答弁していますので、改めて何が正解か確認していただければと思います。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 では、チラシからは確認できないということよろしいですね。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 我々は、全体の流れの中で今までの議事録とか、あるいはそういう中で判断しております。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 質問に答えられていないのですが、チラシには議事録から書いているということは書かれていないということよろしいですね。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 直接的には、チラシから持ってきたものでなくて、間接的に判断できるということとです。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 ここでは回答要旨とあります。山田請求人は、要旨というのはどういう意味だというふうに捉えていますか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 全体の趣旨を捉えて書いています。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 宅地見込み地を宅地並みということは、要旨には当たらないですか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 宅地見込み地と宅地並みでは全然違います。

〔「全然違うのはかなり難しいと思うのですが、どこが違うのですか」という声あり〕

○川畑京子会長 指名してからにさせていただいていいですか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 どころが違うのか申し述べてください。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 宅地並みというのは、固定資産税、税などを算定するときに宅地並みということを使ってやります。見込み地というのは、不動産鑑定やるときに使います。そういうふうに大きな違いはあります。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 分かりました。そこまでにしておきます。

○川畑京子会長 それでは、他に質疑はございますか。

原田委員。

○原田雄一委員 1番の件が今議論されておりますけれども、1番について私のほうから田中議員にお尋ねいたします。

この宅地並みと宅地見込み地ということで今議論になっているわけですが、我々市の広報ですか、議会だよりを作るときには、なるべく行政用語を使わないで、中学生が分かるような平易な言葉で表現してくださいということで、言葉を言い換えて使っておりますが、その中で、この事実と異なるということで今政治倫理の一つの問題とされていますけれども、これがどうして政治倫理の一つの問題とされるのでしょうか。

○川畑京子会長 田中参考人。

○田中早苗参考人 私は、この請求人のところで名前を記載したのは、ほかのほうのことで名前を書きました。この不動産の話ではなくて、インターネット上で、次のところで多分お話があるのですが、そちらのほうの趣旨で名前を記載いたしました。

以上でございます。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 それは通らないのではないですか。それは、だって1、2、3、4、5と5項目あるわけですから、例えば請求代表者で今山田参考人が代表者になっておりますけれども、あとは賛成者ではないのです。みんな請求者なのです、全員が。だから、違うところで私はどうのこうのというのは、それは通らないですよ。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時07分

再 開 午後2時08分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

原田委員。

○原田雄一委員 今、私は違うところで請求者になったというお答えがありましたけれども、それは違うのではないですか。先ほど申し上げたとおり全員が請求者になっているわけですから、これは1、2、3、4、5項目今ありますけれども、これ全体についての請求者というふうに捉えるのが筋だと思うのですけれども、そうではないですか。

○川畑京子会長 田中参考人。

○田中早苗参考人 どうも失礼いたしました。私も、あくまでも議事録に従って違うのではないかとということで、若干ですけれども、私まだ未熟なもので、その程度しか分かりませんが、おかしいなというところで記載いたしました。

以上です。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 おかしいということで、事実と異なるということで請求者に名前を、要するに記載したと今答弁がありましたけれども、先ほど申し上げたとおり、我々は、私も少しはSNSとかやりますけれども、行政用語は分かりにくいから、議会だよりであっても平易な言葉に置き換えるということは十分あるわけです。だから、どうしてこれが違うというふうなことが問題になるのか、それが私は分からないのですけれども、その点いかがですか。

○川畑京子会長 田中参考人。

○田中早苗参考人 やはりチラシを見て、大きく誤解をされたりします。宅地並みと、今回チラシに書かれた宅地見込みというのは、違うこととして理解をしてしまうのではないのでしょうか。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 一般の方が、先ほど申したとおり、例えば議会だよりであったって、中学生が分かる程度の平易な言葉に置き換えて、それで作りましょうということになっています。だから…

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時10分

再 開 午後2時11分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

それでは、小林委員。

○小林憲人委員 一応先ほど山田議員のほうから議事録ベースでという話があったのですけれども、議事録ベースにした理由としては、鈴木啓太郎議員の一般質問の回答要旨というふうなところがあるから議事録から引っ張ってきたと思うのですが、それで間違いはないですか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 そのとおりです。

○川畑京子会長 他に質疑はありますか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 そうすると話が元に戻ってしまって、質問をし、回答を得たのは議会でとは限りません。ところが…

〔「さっきおっしゃったとおり」という声あり〕

○鈴木啓太郎委員 ですから、どうしてそれが一般質問における答弁で、議事録のベースなのだというふうに確信されたのですか。

〔「休憩してください」という声あり〕

○川畑京子会長 休憩いたします。

休 憩 午後2時12分

再 開 午後2時12分

○川畑京子会長 再開いたします。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 それでは、質問を2及び3の内容に移らせていただきます。

今回の調査請求の資料として、政治倫理審査会第1回の資料の次第の裏面に、議会基本条例見直し検討会議というのと、開会に当たり一言ご挨拶申し上げますという文章が載せられています。これは、山田議員が提出されたものですか。

休憩してください。

○川畑京子会長 休憩いたします。

休 憩 午後2時13分

再 開 午後2時16分

○川畑京子会長 再開いたします。

山田参考人。

○山田敏夫参考人 それは私ではございません。関係ありません。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 それでは、この2と3の根拠となった文章というのはお持ちですか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 あります。ちょっと出すのに少し時間がかかりますが、いいですか。

〔「お願いしておいたんですけど、出なかったということ

なら休憩してください。これはもともとの文章がない
と議論のしようがないです」という声あり]

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時17分

再 開 午後2時20分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 この文章を読みますと、基本条例の検証を全く行わずというタイトルがついていて、これは自治条例、議会基本条例も見直しや実施の検証を全く行っていないために生じていますというふうに書いています。これは、自治条例というか、その実施の検証の実施ということを除いているのはどうしてですか、こちらの調査書のほうで。

〔「請求書」という声あり〕

○鈴木啓太郎委員 請求書のほうで。請求書のほうには、議会基本条例の検証を全く行わずとの記載とあるのですけれども、原文を読むと、自治条例、議会基本条例も見直しや実施の検証を全く行っていないために生じていますと書いてあるのが、違う文章なのです。議会基本条例の検証を全く行わずと書いてあるのです。これは何ですか。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時22分

再 開 午後2時23分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

山田参考人。

○山田敏夫参考人 我々は、議会で議会の基本条例については見直しを定期的に行いますよということになっているので、自治基本条例は市のほうでそれはやるべきだと思うので、わざわざ、それは執行権のこともありますし、やっぱり我々は議会の基本条例をやれば十分だと思います。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 ご意見は分かりました。実施の検証をとということと検証をでは、全く意味が違うと思うのですが、この点はいかがですか。

○川畑京子会長 休憩いたします。
.....

休 憩 午後2時24分

再 開 午後2時24分

○川畑京子会長 再開いたします。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 3番目の③について行います。

全議員による検証が行われずという趣旨でした。これは趣旨として書いてありますので、趣旨だということだと思えるのですが、令和5年12月15日の全員協議会で病欠議員を除く全議員で検証を行っていますというふうにあります。検証を行ったという事実はどのように確認されたのですか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 令和5年12月に議会基本条例の見直しの報告書が出まして、それでこれは当時島田議長のときでしたが、12月15日に全員協議会で行っています。そして、最終的には島田議長がただいまの報告に対して確認事項があるかということで、なしで、島田議長がそれでは本報告書の内容をもって全員協議会での検証結果としたいと思うがよろしいかということで、異議なしということで終わってしまっていて、当日参加した、1人は欠席いましたけれども、これを含めて欠席を除いた全議員が検証に参加したというふうに理解できていると思っています。

○川畑京子会長 他に質疑はございませんか。

原田委員。

○原田雄一委員 今2番、3番の検証ということが出ましたので、私からも同じところで質問させてもらいます。

次は、田中議員の次、前田議員にお尋ねしますが、今のところでもって、当時の島田議長が全員協議会での検証としたいと思うかどうかということで、異議なしとなっていますね、これ会議録では。ただ、私が当時座長で5人で検証して、前回の各議員から聞いたお話では、公明さんなんかは会派で検証したということでしたが、その他についてはしているところ、していないところ、ばらばらな意見がありましたが、全員協議会の場で、この第32条で検証しなさいと言っているのですが、実際は私が座長として5人で検証したということになっていますが、それで全員協議会で検証したというふうに捉えていますか。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 私はそのように捉え、理解しましたので、ここに名を連ねました。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 先ほどから言われている当時の島田議長の文言は、本報告書の内容をもって全員協議会での検証結果としたいと。ということは、本報告書の内容をもって全員協議会での検証結果

ということは、全員協議会ではないけれども、この報告書で全員協議会でやったことにしようというふうにとれると思うのですが、いかがですか。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 そのように捉えられると思います。それは、5名での検証結果により委ねられて、我々が議長の意向に対して賛成したということでもありますので、成立すると思います。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 議会基本条例の第32条には、どこにも委任の規定なんかないのです。第32条を読みますと、「議会は、ふじみ野市議会議員一般選挙を経た任期開始後、その都度、速やかにこの条例の施行の状況について全員協議会で検証を行うものとする」と、こういう条文になっています。だから、別に委任規定なんかないのかかわらず、かかわらないのであるから、我々がよく告示日の議案説明会等で全員協議会が開催されますが、あの全員協議会の場でやらなければならないというふうにはここに規定されていますが、その点いかがですか。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 その点に関しましては、その内容に関して議長が一括して我々にその場に投じたということでもありますので、投じた内容に関して全員協議会で協議したと認識しております。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 ということは、全員協議会ではやっていないけれども、議長がその旨を発したので
...

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時30分

再 開 午後2時31分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

原田委員。

○原田雄一委員 それでは、前田参考人においては、全員協議会で検証を行ったというふうにとれているということでよろしいわけですね。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 はい、そのように捉えております。

○川畑京子会長 他に質疑はございませんか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 それでは、4番について山田参考人にお尋ねします。

これも文章が見つけれられないのですけれども、これについては前の文章というのはお持ちです

か。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....

休 憩 午後2時32分

再 開 午後2時33分

.....

○川畑京子会長 再開いたします。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 この前田委員が、他の委員というふうな名前から前田委員が入っているというのは、ケアレスミスというか、要するに軽易なミスだと思うのですが、これについては既に訂正されているというふうなことはご認識ありますか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 訂正はされたようですが、名前がちょっと間違っただけではないかと思いましたが、ただ、私はやっぱり間違われた前田委員に気持ちを聞いてみたいと思うのです、そういうことについて。要するに、ケアレスミスだろうという判断だと思うのですが、それについて間違われた本人はどう思っているかをできれば聞いてみたい。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 それでは、前田議員にお聞きします。

間違われた問題についてお気持ちをということだったので、述べていただいてよろしいですか。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 それでは、4番の事柄についてですが、まずそういった大前提として、人は誰でもミスや間違いというのは、私も含めて誰にとっても起こり得ることだと思います。ただ、やはり間違いをするのではないかという可能性を誰しもが秘めているからこそ、SNSという不特定多数の方が閲覧できる、そういった媒体に載せるに当たり、皆様議員という立場にもあるし、そこは一定の、一般の方よりもさらに責任感や配慮が必要なのではないかなというふうには思います。という観点から、なぜそういったケアレスミスという、事実として謝罪もいただいております、直接。そして訂正もされたという、この2つの事実はありますけれども、まずそういったミスをされたことについては、非常にちょっと立場からしても、もう少し配慮がなかったのかなという疑問は残りました。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 今4番の質問がありましたので、私からもお尋ねしますが、前田議員におかれては、誰しも間違いはあると。しかしながら、SNS等ではしっかりと確認が必要だということで、今回については事実と異なる情報発信をされたということで、この4番目ですか、あると

ということなのですけれども、ということは、SNSですか、皆さんお使いになると思いますけれども、そうするとこれが政治倫理に引っかかるとなると、これからSNSで発信すると、そうすると間違いがあるとみんな政治倫理に引っかかってくるということなのではないでしょうか。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 それは全てケース・バイ・ケースだと思います。ただ、今回の場合、一人一人の議員の私のみならず、議員の実名が挙げられているということは、さらに慎重になるべきではないかなというふうに私は感じます。

そして、全てということではないですけれども、情報発信の際には、やはりその事柄、その方にとって、どういうふうな発信された結果によって市民の方であるとか、それぞれ支援者の方もいらっしゃる立場の議員ではあると思うので、やはりそういう方が惑わされてはいけないなという、そういう思いはございます。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 今ケース・バイ・ケースだといって、各議員等々は支援者もおりますので、惑わされてはいけないというようなご発言がありました。ということは、SNSでの発信で間違いがあると、ケース・バイ・ケースで政治倫理条例に引っかかってくるということと解すると私は思いますが、それでよろしいですか。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 そこは、あくまでも私がお伝えしたのは、ケース・バイ・ケースです。ですので、全てというふうに当てはまるとは100%言い切れません。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 もちろんそのとおりです。ですから、私も今申し上げたのは、ケース・バイ・ケースで引っかかってくると、政治倫理条例に関わることがあるということですのでよろしいですねということでご確認をさせていただいたのですが、いかがですか。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 はい、その解釈で大丈夫であります。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 前田参考人に質問なのですけれども、先ほどご答弁の中で、謝罪があったという話あったと思うのですけれども、詳しく教えていただけますか。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 謝罪に関しましては、まず日時に関しては、私坪田議員と同じ生活・福祉常任委員会に属しております。その生活・福祉常任委員会で視察に向かうときの東京駅のホームでした。そして、そこで間違えてしまって申し訳ありませんでした。こんなところですがということでお

話を伺いました。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 新幹線のホームでということだと思うのですけれども、その謝罪という格好を受けて、どのように感じましたか。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 記事が載せられて、その後初めての、そこで会話という形の接点ではありましたが、私も疑問にはずっと感じておりましたし、なぜ間違えたのであろうか、いろいろな方が、不特定多数が見る媒体に一定期間間違えた記事が載せられていたという、そういった思いはあった中で、初めてその場で謝罪はいただきました。謝罪ということに関しては事実であります。ただ、そのときに私が、なぜ間違えてしまったのかなというところを正直に疑問を、なぜ間違えたのですかというふうにお尋ねしましたら、イージーミスですというお答えでしたので、確かに人間誰でも間違えるものではある。だけれども、特に議員という立場、そしてそれぞれほかの議員に対しても実名を載せる以上、やはり再確認であるとかそういったところ、ましてや同じ委員会に属しておりますので、なぜかなという疑問は甚だ残ったのは事実でございます。

○川畑京子会長 他に質疑はありませんか。

小林委員。

○小林憲人委員 では、同じところなのですからけれども、一応謝罪と訂正はあったということなのですからけれども、ただその訂正の仕方とか、どう訂正したらいいですかとか、そういう話とかがあったのですか。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 ありません。

○川畑京子会長 他に質疑はございませんか。

原田委員。

○原田雄一委員 冒頭でちょっと言うの遅れてしまったのですけれども、この違反した疑いがあるところの第1項目、6月のチラシアップの件ですけれども、これについては民法に一身専属権というのがあるのです。一身専属権というのに当たって、こちらについては執行部が異議を唱えるということはあるかもしれませんが、これは他人というのですか、第三者の議会が取り上げる問題ではないというふうに解している。私のほうでは、一身専属権において、他の者が取り上げる問題ではないというふうに思っておりますが、この点委員長、いかがでしょうか。

○川畑京子会長 私ですか。

〔「休憩してください」という声あり〕

○川畑京子会長 休憩いたします。

休 憩 午後2時43分

再 開 午後2時44分

○川畑京子会長 再開いたします。

原田委員。

○原田雄一委員 失礼しました。

それでは、次は板倉議員に尋ねますけれども、今申し上げましたとおり民法には一身専属権というのがありますが、この点、板倉議員はどのようにお考えでしょうか。

○川畑京子会長 板倉参考人。

○板倉篤参考人 ①についてということで、すみません、確認なのですが、よろしいですね。

○川畑京子会長 原田委員。

〔何事かいう声あり〕

○川畑京子会長 休憩いたします。

休 憩 午後2時44分

再 開 午後2時44分

○川畑京子会長 再開いたします。

原田委員。

○原田雄一委員 ごめんなさい。ではもう一度、①なのですけれども、①に限ってです。①については、6月のチラシアップでもって、要するに宅地見込み地であるとか宅地並みであるとか問題になっていますけれども、この件に関しては執行部が異議を唱えるというのであれば私は理解できるのですが、他の者、今は議員ですけれども、他の者がこれを取り上げるというのは、民法における一身専属権というのがあるのです。だから、それに照らし合わせるとこれは、1番というのは上がってくる題材ではないというふうに捉えるのですけれども、どのようにお考えですか。

○川畑京子会長 板倉参考人。

○板倉篤参考人 今一身専属権というお話ありましたけれども、今回1番から5番のいずれの、こちらから調査のテーマとして上げた部分に関しましても、そもそもがまず議員として正確な情報発信をしていくべきだという部分で、本当はもっとあったと思うのですけれども、例としてこの5つに絞って上げさせていただいています。

1番の中の宅地並みですとか宅地見込み地ですとかという部分については、これまでるやり取りがありましたけれども、やはり我々としては、ひとえにまず議事録ベースで事実と違うのではないかという前提で、今回この①は上げさせていただいています。ですので、この1について公

人である議員が市民に対して発信をする中で、やはりこれは違うのではないかという部分について上げることについて、何ら別に問題はないものというふうに考えております。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 私のほうでは、民法における一身専属権というのがありますので、こちらについては、執行部が異議を唱えるというのなら分かるのですけれども、ほかの者がこれを上げるというのは、民法に抵触するというふうに私は考えるのですけれども、そのようには考えませんか。

○川畑京子会長 板倉参考人。

○板倉篤参考人 考えません。であるならば、やはり直接我々が例えば触れている事柄の対象者でなければ、議員のどんな発言に対してもそれを看過しなければならないのかということになってまいりますので、それはおかしいというふうに申し述べさせていただきたいと思います。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 分かりました。ということは、民法における一身専属権には該当しない、当たらないというお考えということでよろしいわけですね。

○川畑京子会長 板倉参考人。

○板倉篤参考人 そのように理解しているところです。

○川畑京子会長 他に質疑はございませんか。

小林委員。

○小林憲人委員 るる話を聞かせていただいていますけれども、山田請求人におかれましては10月15日ですか、質問状を送ったという話あったと思うのですけれども、その回答期限がたしか10月31日だったと思うのですが、坪田議員のほうから何かアクションとかあったのですか。

○川畑京子会長 山田参考人。

○山田敏夫参考人 一切ございませんでした。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 どなたでも構わないのですけれども、恐らくその質問状が出た段階で、何かしらこう訂正しましたとかというお話があれば、私は政治倫理審査まで来なかったのではないかなと思うのですけれども、皆さんいかがですか。

○川畑京子会長 答弁される方、挙手をお願いいたします。

山田参考人。

○山田敏夫参考人 やはり我々も同じ議員として、こういう内容について必ずしも快くやっているわけではございません。やはり真摯な回答なり対応をしていただければ変わったかと思えます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 あとは、私の意見としては、宅地見込み地の関係は、やはり執行部を呼んで聞く必要があるというふうに私は思っていますので、ぜひ呼んでいただきたいなと思っています。

最後、5番なのですけれども、民部議員の関係でいうと、議長室に入ったか入らないかというところがトピックだったと思うのですが、その辺事実としてはどうだったのか、ちょっとお伝えいただいてもいいですか。

○川畑京子会長 民部参考人。

○民部佳代参考人 少し長くなりますが、経緯について含めて話をさせていただきたいと思います。

この記事に関しては、記事全体の趣旨として、議長室の中で、この記事ではブラックボックスと書かれていて、ブラックボックスの中で長時間にわたり何かやり取りをされているという記事全体の趣旨の中で、民部佳代議員も議長室に入ったという記述がありました。

事実関係を申し上げますと、まず最初に私が休憩を取りました。鈴木啓太郎議員の質問が、前回の議論の中でどうしても納得いかなかったのは市街化調整区域を、要するに宅地並みに評価するというようなご答弁をいただきまして、私は納得がいかなかったという、その宅地並みという答弁をしたことについて質問をするということが事実と違うのではないかということで休憩をさせていただきました。その後のやり取りで、これ坪田議員の記事の中で、録音したかのように非常に詳細に書かれているのですが、私が、執行部は答弁で宅地並みって答弁しました。加藤議長が、休憩中ですと。宮崎参事が、私のほうでご答弁の中で説明させていただこうと思っておりますけれども、宅地並みという表現は私使っておりませんので、その辺も含めて説明させていただくつもりです。議長が、質問どうします。その後、会派室、会派室という発言があって、皆さんが移動したという経緯があります。その中で、私は最初休憩を取った立場で、この発言についてどこが違っているということを言う必要があるかなと思って一時期行こうとしたのですけれども、傍聴人もおられることと、宮崎参事のほうから、宅地並みという表現は使っていないという発言がありましたので、特に私が行って間違いを指摘する必要はないと思い直して、一瞬席を立ったのですが、そこでわざわざ口に出して、議長室に行くことやこしいことになるかもしれないので、私はここにしようと言言をして、その場にとどまりました。その後しばらく、私が休憩を求めたのが10時15分、再開をしたのが10時52分なのですが、私はずっと議席におりましたので、隣に帰ってきた川畑議員から、原田さんが動議を出そうとしているとその場で聞きましたので、そこで議長室で何があったか私全くあずかり知らなかったということも、そのように証言させていただきます。

それで、坪田議員の記事によると、その10時15分から10時52分の間、鈴木議員が議長室から退室した後、青藍会の山田議員などが議長室に入りました。その後訂正が入って、民部議員も議長室横の事務室に入りました。何をしているのかはさっぱり分かりませんと書いていますが、先ほども申しましたとおり、再開するまで私はずっと議席におりました。そこが1点、訂正されても違っています。

その後、10時52分に再開されたのですが、再開された後3時間半ほど議会が止まりました。そ

れは私が止めたのではなくて、動議が出された。坪田議員が動議を出した結果、3時間半議会が止まったのですが、その間私が議長室なりどこかに入って何かを交渉するというのはあり得ないと思います。動議を出された場が、立場として議長室なり事務局室に入って、動議を出さないでくれと懇願したとか、そういうことは一切ない、あり得ない話であって、そのとき私は基本的には議席におりましたが、お昼休憩で多少席を外したり、会派室に少し戻ったりすることもありましたけれども、基本は議席におりました。意識して議席におりました。

それで、1度だけ議長室の横の事務局室に入りましたが、お昼休みの前に、午前中の再開はないですか、そろそろお昼に行ってもいいですかということを確認するために一瞬入っただけです。そのときのことを、私が議長室に入って何をしているのかさっぱり分かりませんと書かれています。坪田議員自身も、多分議長室横の事務局室に入ったと思うのですが、そのことは書かずに私が入ったことを取り上げて、最後は傍聴者の方が議会活動のブラックボックスを目の当たりにされ、議会の透明化が地に落ち、また信頼も損ねることになった可能性がありますと坪田議員は書いていますが、私には全く身に覚えのないことであって、このときに長時間にわたって議会が中断したのも、坪田議員の動議によって止まったにもかかわらず、私が議長室に行っただけで何かをしているというような書き方をされたのは、非常に大きな間違いであったと思いますし、そのことに対して修正した後も、先ほどのように間違っただけの記述がされているということです。

以上です。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 詳しくありがとうございました。

坪田議員から謝罪があったような話も伺っているのですけれども、その辺りをちょっと詳しく教えていただいてもよろしいですか。

○川畑京子会長 民部参考人。

○民部佳代参考人 日付は正確に覚えておりません。議会の何かあったときだと思います。坪田議員が私の部屋に来て、議長室に入ったことについて過ちだったので、大変申し訳なかったということでは言われました。その後、訂正された記事を見て、やっぱり間違っただけのことを書かれていますと思ったのですが、そのときにはそのことには気がつかず謝罪されたのと、どうしてそのようなことを書いたのですかと、議長室に出入りすることに関して誤解を招くようなことをしたかったのですかと言って、いや、そうではないと言われたまま、ごちゃごちゃごちゃとその後何を言われたちょっとよく分かりませんが、なぜこのようなことをわざと書かれたのかは私は分からないまま、取りあえず修正をしました、すみませんとだけ言われましたけれども、先ほども言ったように全く趣旨としては合っていないので、私はその謝罪については少しまだ納得はしていない感じがします。

以上です。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 納得されていないというところで、前回の政治倫理審査会の際に、個人の利益のため、第5条第2項がちょっと問題があるのではないかなんて話が出てきたのですけれども、民部議員としては、個人の利益のためにこうしたものにサインをしたのかどうなのか、お知らせいただいていいですか。

○川畑京子会長 民部参考人。

○民部佳代参考人 もちろん私自身もそのように誤ったことを書かれたのかもしれませんが、そもそもこの記事の内容、ほかの1番から4番に対しても事実と違うことが書かれていることもあります。特に5番に関しては、議長室に出入りをしたと言われている、修正した後は山田代表などと書かれていたかな、が議長室に入ったというような内容も書かれていますし、また原田代表も記述によると、その後議長室が空いたので、民部議員の責任を問う動議の提出を考え、原田雄一議員が正副議長と事務局長に伝えましたと書いているのは、恐らく議長室でのやり取りかと思うのですが、原田代表も議長室に入っていると、それを全てブラックボックスでのやり取りと書かれて批判をされているということは、私のみならず、その議長室に入った議員全体に対する批判だと私は受け止めました。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 ありがとうございます。

あと、まだ今日お話ししていただいていない参考人の方いらっしゃると思います。もしここだけは言いたいと、どうしてもこういう経緯があって我々は請求人になったのだとか、そもそも原田委員とか鈴木啓太郎委員がそういう目的で呼んだと思うのですけれども、その経緯を聞いていらっしゃらないので、私が代わりにその辺どうしてこういうふうな状況なのか、例えば古越さんはまだお話しされていませんので、少しお話ししたい方がいらっしゃれば、ちょっとお話しただければと思います。

○川畑京子会長 古越参考人。

○古越孝子参考人 よろしく願いいたします。

先ほども議員の皆様がおっしゃったとおりで、この5項目については、項目に書いてある事実に基づかない発言及び情報発信をしないことに当たるなというふうに自分自身は思っております。議員になって2年7か月ぐらいになりますが、私はふじみ野市議会の先輩議員様々、本当に信頼してやってまいりました。特に会派である島田議員や川畑議員、また鈴木議員、そういう方たちのことをこれ以外にも批判というか、書かれているのを見まして、特に島田議長が体調を崩されて、会派で3人で本当に守っていかうというときに、ちょうど島田議長のことをたしか議員の住所録のこととかで、本当に島田議長が何もしていないようなこととか、また議席の順番のことで、それもまた市議会に対しても批判でしたけれども、また議長に対しての批判があるときに、

本当に真剣になって自分の体のそういう病気も脇に置いて議長として、私たち目の前で見てきましたので、本当に自分自身がつらくなったというか、まさかなって、それで今回このような政治倫理をやるということで見させていただきまして、本当に一つ一つ、私もこういうのあまり見たくない中なのですけれども、やはりそのことがあって、しばらくみんな病んでいました、ちょっと気持ちが。今回の10月で山田さんとか小林さんから、このようなもの出しますというので、本当に…すみません、何か。やっぱり皆さんと尊敬し合って私は議会を進めたいと思っておりますので、今日このお話をさせていただきました。ありがとうございます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 ありがとうございます。島田議長の悪口というのは、本当に私も許せないなと思っています。当然私の批判的な記事も誤ったものもあります。もちろん6月の最終日に抗議はさせていただきましたけれども、そういう一連の流れがあって、こういう事態になっているのだと私は思いますので、あとほか今日お見えになった方で、ここはどうしても述べたいという方がいらっしゃれば、挙手をしてお願いいたします。

○川畑京子会長 鈴木参考人。

○鈴木美恵参考人 私も本当に同じ市議会で頑張って、ある意味団結して、もちろん個人的にもそれぞれが自分のいろんなものを、意見や考えを持ちながら活動してはいくのですけれども、同じ市議会で何かあるたびに名前も載せて批判するという形が、ずっと嫌だなというふうに思っていました。それが法律的に駄目とかということではないとしても、嫌だなという思いがずっとありました。

また、私広報の委員長しているときに、みんなでちょっと間違えた部分が、それが坪田議員の一般質問の記事ということで、もちろん謝罪をしまして、ちゃんと訂正するという形を取るに当たっても、ご本人から何度かお電話をいただきまして、物すごく批判をされました。ここで言っていないかどうか分かりませんが、一応そんな気持ちで、やっぱりこれには請求者になったというところで聞いていただければと思うのですけれども、誰が言い出したか全部述べよと、それが述べられないのだったら委員長失格だと。私は、それがもし分かったとしても述べる気はなかったです、委員長として。やっぱりみんなを守って頑張っていきたいですし、そして人として、広報だって何だって、ちゃんと皆さんからの税金をもらってやっているのだ、遊びではないのだとか、いろんなことを言われました。私ちょっと途中からメモをとりました。やっぱりこれは言っておかなければいけないときが来るのではないかとということもありましたし、いろんな意味で人を攻撃する感じのSNSが多かったので、これももしかしたらということでもメモをとったので、間違いないです。日にちもわかります。携帯にも着信のものは残っておりますので、そういうことでも、こういうことはやめようよという意味をもって、この請求者とさせていただきました。これも全部やっぱり私もはてなと思うものでしたから。

以上です。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 非常に苦しい胸のうちを打ち明けていただいて、大変にありがとうございました。

私からは以上です。

○川畑京子会長 他に質疑はございますか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 皆さんのお気持ちを聞かせていただいたのが非常によかったです。よくその辺の話は理解するというか、と思いました。ただ、この場は政治倫理審査という場であり、それについては、そこの独自のルールにのっとってやらざるを得ないので、私なりの質問をさせていたいただきたいというふうに思います。

まず、民部議員になのですが、先ほどの山田議員の答で、宅地並みと宅地見込み地の違いというのを解説された執行部の見解というのは9月の答弁だったのですけれども、9月議会のときにそういう話になったということによろしいですね。

○川畑京子会長 民部参考人。

○民部佳代参考人 いいえ。6月定例会のときに、鈴木啓太郎議員の一般質問の中で、宅地見込み地という答弁に対して鈴木啓太郎議員が宅地並みと言い換えたところ、宮崎参事のほうから、宅地並みで買っているということではなくて、それぞれ減額しているものも出てきますということで、完全に宅地見込み地と宅地並みというのを違うものだという否定をしている発言がありますので、9月ではなくて、それは6月定例会でのやり取りです。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 9月定例会に出しました私の一般質問の内容では、宅地並みという表現を使っています。つまり、その訂正というのは、十分意味が理解できず、つまり宅地並みと宅地見込み地の違いというものは、十分な概念の違いがいまだに私は分からないのですが、理解できず、それが違うものだというふうなことを明確に言われたのは、9月定例会の答弁だというふうに思うのですが、そんなことはないですか。私の一般質問の通告は、明らかに宅地並みと書いてあると思うのですが。

○川畑京子会長 民部参考人。

○民部佳代参考人 先ほども申し上げたとおり、6月定例会の中で宅地並みで買っているということではなくてということで執行部から答弁がありましたので、違うものだという認識は、少なくとも私にはありました。質問する以上は、確認をされた自分の質問に対して、前回の質問を受けて9月定例会でもう一度質問しているのですから、当然6月定例会の内容は理解した上で9月定例会の質問をしていると、私はそのように思っておりました。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員　そこは見解が分かれることなのだなというふうに思います。見解は分かれるというか、まだそれほど明確ではなかったということであり、坪田議員の宅地並みで計算という表現というのは、6月段階の話だったのだなというふうに思うところです。

それはさておき、先ほど皆さんからの話を聞きますと、非常にやっぱり坪田さんが議員個人に対して攻撃するというようなことに対して、訂正というか、それを何とかしたいというような思いを強くしたというようなことが言われました。議会内で行われた発言であれば、議会内の議会会期中にその訂正を求めたりすることは可能です。これは、あくまでも議会外で、SNSでの発信というふうに行われたものです。ある意味では、それに対する訂正や何かというのは、議会の倫理的な規制というよりは、それぞれの議員が話し合ったり訂正を求めたり、要するに誤りをただしたりすべきではなかったのかなというふうに思うのですけれども、この点についてはどう考えているか、お気持ちを述べていただいた皆さんの見解をお聞きできればと思うのですが、発言どなたかしていただけますでしょうか。

○川畑京子会長　山田参考人。

○山田敏夫参考人　いろんな考え方はあるかと思いますが、やっぱり議員というのは、発信するのであれば、事実をできるだけ間違いなく流す、それが基本だと思います。だから、そういうことについては議会としても当然関心を持っていかなければならない。私はそういう意味で、今回のような政治倫理審査でやっぱりきちんと責任、あるいは情報発信についてあるべき姿ということを皆さんで共通の認識を持ってやっていく必要がある、そういう意味も込めて今回は政治倫理審査にかけたということです。

以上です。

○川畑京子会長　鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員　ほかの議員さんで、そのことについて言っていただける方いますか。

○川畑京子会長　板倉参考人。

○板倉篤参考人　これについては、先ほど小林委員からもちょっと触れられていたかと思いますが、小林委員のほうでも、この政治倫理審査の話ができる前から、坪田議員のSNSでの発信についての問題意識というのは長く継続して持っておられて、6月定例会の最終日だったかと思うのですけれども、確かに直接ご本人、小林委員が自由清進の会の会派室ですか、伺って坪田議員に、この発信について苦言を呈されているはずなのです。その時点で、発信の仕方を改められて、こういったことが続かなければこんなことにはなっていなかったと思うのですけれども、それ以降もなかなか、人間だからミスがあるなんていう話も今日のこの会議の中でありましたけれども、ミスとはちょっと言い切れないような、恣意的な何か思いでもあるのではないかなと思うぐらい事実とは異なるような発信、またどなたかについてちょっと強い言葉で苦言を呈するような発信というものが続いてしまっていますので、それについてはやはり結果として、こういった場を設け

てきちんともう一回皆さんと一緒に検証していくことが大切だったのではないかなというふうに思っております。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 せっかくお答えをいただいたので、板倉委員にお聞きします。

今回のそういう坪田議員の発信というふうなものは、ある意味では宅地並みであるか宅地見込み地であるのか、それは下福岡城山公園をめぐる議論ということになるのですけれども、そういう一つの政治的な議論というふうなことを背景に、会派の間の様々な議論ということを背景に感情が非常に高ぶったり、要するにそういうことの中でケアレスミスを誘発したりするような一つの事例であるというふうに言えるかなと思うのですけれども、そんなふうには考えられないですか。

○川畑京子会長 板倉参考人。

○板倉篤参考人 今、鈴木啓太郎委員がおっしゃったみたいなケースがないとはもちろん申しません。

それは坪田議員の内心の話ですから、そういったふうに感情が高ぶる部分もあったのかもしれませんが、それ以外にも、議会の中のやり取りの解釈の違いとか、そういうものを超えた中で、例えば意見を表明しなかったから何だとか、これに反対したから何だ、あるいはご自身が提出された議案ですか、議員提出議案について質疑がなかったからどうだとか、それによってさらに審議の内容を超えて、その議員個人の資質等にまで踏み込んだりとかという部分というのは、やはり個人攻撃になってしまうと思いますし、ちょっと今鈴木啓太郎委員がおっしゃったことから飛び越えてしまっている部分というのが散見されるなというふうに考えるところです。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 もちろんお気持ちは理解するところです。ただ、実際この政治倫理審査にかけるかどうかということの基準の中には、そういう政治的な、あるいは党派的な対立や個人の利益や不利益に関することを根拠にははいけないということが明確に書かれているものです。ある意味では、要するに会派間の対立、与党であるとか、地方議会ですから便宜上ですけれども、野党であるとかというふうなことの対立を背景に、そうした感情の行き違いというふうなことをもってするとすると、そういう政治倫理審査、本当にそれが政治倫理の審査としてふさわしいかどうか、つまり今回の審査会…これは意見になってしまうからやめておきます。

そこでお聞きしますが、先ほど広報委員の問題に触れさせていただきました。広報委員の問題を訂正するというような坪田議員の一般質問の内容が事実と異なるものになって、これを訂正するというふうなときには、おわびという形をとって訂正記事を載せさせていただきましたけれども、間違いないでしょうか。

○川畑京子会長 鈴木美恵参考人。

○鈴木美恵参考人 次の号で、裏表紙にしっかりおわびと訂正ということで、正と誤とちゃんと載せ

た記憶があります。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 坪田議員のホームページを見ますと、やはり同じような形でおわびということで、前田議員あるいは民部議員に対する記事というふうなことが出されています。これは確認されたでしょうか。

○川畑京子会長 民部佳代参考人。

○民部佳代参考人 先ほどの答弁の中でも話をさせていただきましたが、確かに議長室に入っていないということは訂正されたのですが、そもそも私は議長室横の事務局室に入ったのも、お昼に入っていいかという一回きりであるにもかかわらず、訂正内容が、何をしているのかはさっぱり分かりませんという訂正ですので、実質的には訂正されていないという認識です。

○川畑京子会長 前田参考人。

○前田広子参考人 先ほどの私の発言の中で、事実として訂正記事はありますというふうにお伝えいたしました。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 ここでやめておきます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 今鈴木啓太郎委員がおっしゃったように、きちんとおわびをして訂正をして、訂正記事も載せている、そういうものについては、私は政治倫理審査の対象にはならないというふうに思っています。ただ現状として、今話聞いてきましたけれども、皆さんどういう形で訂正したらいいかとかというのは、多分相談して決めていないのです。民部議員おっしゃっていたように、訂正し切れていない部分もあると。民部議員、それで納得されているのかどうかお願いします。

○川畑京子会長 民部参考人。

○民部佳代参考人 私のことに関して言えば、今回の記事に関しては議長室に入った入らないのみならず、長時間にわたる休憩があたかも私の求めた休憩によるものだというような書き方も間違いであって、これは坪田議員の動議によって長時間の休憩があったという事実そのものは、今回の記事では書かれておりません。議長室に入った入らないの問題についても同じことです。謝罪はありましたけれども、謝罪になっていないし、修正になっていないということは申し述べておきたいと思います。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後 3 時 1 8 分

再 開 午後 3 時 1 9 分

.....
○川畑京子会長 再開いたします。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 以上をもちまして、調査請求者に対する事情聴取を終了いたします。
.....

◎顧問弁護士への意見聴取の内容について

○川畑京子会長 次に、顧問弁護士への意見聴取の内容について検討していきたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

休憩いたします。
.....

休 憩 午後3時20分

再 開 午後3時31分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

それでは、事務局長、説明をお願いいたします。

○粕谷直樹事務局長 議会事務局、粕谷でございます。よろしくお願いいたします。

弁護士に確認するという事なのですから、まず顧問弁護士という方が2名いらっしゃいます。その方に確認するという事なのですが、まずもって実際に顧問弁護士といたしましても、結構いろんな課の法律相談がありますので、まず第1に質問事項を、ちょっと多いので、本当に2点とか3点とかに絞っていただきたいのと、あと要は、仮にですが、あくまでもたたき台でいただいているのが案なのですから、これ別に法規の授業ではないので、こういうぼやっとしたことでなくて、本当に政治倫理審査を行うに当たって、例えばこういうのは該当するのかもしれないのかとか、そういったような感じで絞っていただけたらなというふうには思います。数が多いと、ちょっと契約・法務課のほうで駄目ですよと、結局ほかの課もいっぱいあるのですからということになりかねませんので、やっぱりほかの課の兼ね合い等もありますので、まずは議会だけの顧問弁護士ではないということをご理解いただきたいのと、あともう一つが、法律相談月2回やっております。今年についてはもう終了しております、顧問弁護士、月始めの方と月終わりの方がいらっしゃいます。月終わりの方になりますと、倫理審査会の期限を過ぎてしまいますので、その方につきましては個別に調整すればいいよというところまではお話いただいておりますので、大丈夫かと思えます。もう一人の方は、月の頭の1月13日に予定されておりますので、そちらのほうに予約を入れまして、同じ事項を確認しようと。顧問弁護士とはいえ、市の顧問弁護士ですから当然中立だと思っておりますけれども、1名ですとやはり意見の偏りというのがないとも

言えませんので、2名の方の意見を伺った上で、それを事務局のほうで確認した上で、それを13日以降にやるというのがまだ決まっていないと思うのですけれども、そこへ持ち帰って、こういった見解をいただきましたというふうな形でお答えできればと思います。

以上です。

- 川畑京子会長 ただいま事務局長のほうから、質問事項を絞ってほしいというお話がございました。それでは、今の事務局からの説明を踏まえまして、追加の質問ですとか、今の全体のご意見などを伺いたと思います。

鈴木啓太郎委員。

- 鈴木啓太郎委員 そういうことであれば、照会事項3、照会事項4を省略して、提案した文書の…〔「何と何ですか」という声あり〕

- 鈴木啓太郎委員 照会事項3、照会事項4の2項目を削除して…〔「削除、そうすると1番と2番と5番」という声あり〕

- 川畑京子会長 1、2。

- 鈴木啓太郎委員 5番。〔何事かいう声あり〕

- 川畑京子会長 小林委員。

- 小林憲人委員 絞ってくれという事務局のほうのお話であったと理解しました。私としては、2点なのかなと思っています。構成要件該当性、要は第3条第1項第6号に該当するか、あとはこの間原田委員がおっしゃっていた照会事項5ですか、個人の利益、また不利益に当たるから請求人としては不適合ではないかみたいな話があったと思うので、その2点は大きなところですから、確認もしやすいですし、その2点に絞るべきかなと思います。3点だとちょっと多いかなと思うので。

〔「3点大丈夫ってさっきお話だったんで」という声あり〕

- 小林憲人委員 いいですよ、では表現の自由でしたっけ。

〔「はい」という声あり〕

- 小林憲人委員 では、3点でいいのではないですか。

- 川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後3時35分

再 開 午後3時41分
.....

- 川畑京子会長 それでは、再開いたします。

質問事項の整理をさせていただきたいと思います。

照会事項の1、本条例第3条第1項第6号の事実に基づかない発言及び情報発信をしないこと
というところが、憲法第21条が保障する表現の自由との関係で慎重な法的整理が必要だとい
うところに基づいて、どのように法的性質として位置づけられるかというような内容が1点。

それから…

〔何事かいう声あり〕

○川畑京子会長 休憩いたします。

休 憩 午後3時41分

再 開 午後3時41分

○川畑京子会長 再開いたします。

続きまして、照会事項の1、2、5の事項についてということによろしいでしょうか。

原田委員。

○原田雄一委員 今さきに提出されました鈴木議員の内容の1、2、3、4、5でもって、1、2、
5ということで私はいいのですけれども、先ほど申し上げた私の民法の一身専属権に該当する
しないかについても、私ももう少し掘り下げたいので、これについては少し時間をいただいて、
次回までに回答したいと思いますので、それもちょっと中に取りあえず、こういう用意がある
ということをお願いしたいと思います。

○川畑京子会長 休憩いたします。

休 憩 午後3時43分

再 開 午後3時45分

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

先ほど質問事項1、2、5と申し述べましたが、1、3、5に訂正をして、次回顧問弁護士に
対する意見の聴取を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○川畑京子会長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、必要な手続きにつきましては会長に一任を願います。

休憩いたします。

休 憩 午後3時45分

再 開 午後3時47分

.....
o 川畑京子会長 それでは、再開いたします。

それでは、次回以降の予定として、執行部、宮崎参事への聴取及び坪田議員の弁明が1月6日午後1時15分、その次の審査が1月8日午後1時15分から、その次はまだ決定はしていませんので、よって次回の令和8年1月6日の会議では、対象議員である坪田議員及び執行部、宮崎参事に対する事情聴取を実施したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

o 川畑京子会長 異議がありませんので、そのようにいたします。
.....

△閉会の宣告（午後3時48分）

o 川畑京子会長 本日の議事は全て終了いたしました。

本日の記録及び公開資料等については会長に一任願います。

以上で令和7年第5回ふじみ野市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。